

令和２年度奈良県在宅医療実態調査業務委託 仕様書

1. 目的

平成２５年に策定した奈良県地域医療構想では、慢性期病床等の入院患者の一部が在宅医療に移行すると仮定して、在宅医療の需要が令和７年には平成２５年の１．５倍に増加すると見込んでいる。

しかし、病状が進行した場合やADLが低下した場合の療養場所として、どのくらいの県民が在宅を希望しているのか、希望者が実際に在宅を選択できているのか等の実態に踏み込んだ調査はない。

そこで、県民の在宅医療に関する希望や現状を最も身近で把握していると考えられる介護支援専門員を対象に調査を行う。①在宅医療のニーズの規模（介護支援専門員が担当している利用者の中で在宅医療を受けている方はどのくらいいるのか、在宅医療が必要にもかかわらず、在宅医療を受けていない方がどのくらいいるのか）、②在宅医療を受けていない要因は何かを明らかにすることで、在宅医療提供体制の充実につなげる。

2. 調査時期及び調査対象

(１) 調査時期：令和２年 11 月

(２) 調査対象：奈良県内の事業所に勤務する介護支援専門員約 3,000 名への悉皆調査

※利用者の希望や介護状況を身近で把握していると考えられる介護支援専門員に対して、利用者の在宅医療への希望や在宅医療を選択する際の阻害要因等について回答を求める。

3. 実施方法

郵送による無記名アンケート方式とする。介護支援専門員の配置が必須である事業所へ郵送し、所属介護支援専門員一人一人に回答を求め、事業所でまとめて返送するよう求める。事業所リストは、調査票配布時点のものを県から受託者に提供する。参考として、令和２年５月１日時点の事業所数を以下に示す。

(入所施設)	・介護老人福祉施設	1 0 8
	・地域密着型介護老人福祉施設	9
	・介護老人保健施設	5 3
	・介護療養型医療施設	2
	・介護医療院	4
(自宅から住み替え)	・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 4 5
	・特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）	6 3
	・地域密着型特定施設入居者生活介護	1

(訪問・通い・泊まり)	・小規模多機能型居宅介護	4 7
	・看護小規模多機能型居宅介護	6
(ケアプラン作成)	・居宅介護支援	5 7 2
	・地域包括支援センター	6 8
	計	1 0 7 8

4. 在宅の定義

診療報酬上、在宅患者訪問診療料を算定することが可能な療養場所（自宅又は介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームなどの居住系施設）で療養生活を送ること

5. 在宅医療の需要の考え方

本人の希望をベースに以下の3パターンを想定する。ここで言う在宅医療には訪問診療だけでなく、訪問看護も含む。

- ① 在宅で過ごしており在宅医療を希望しているが受けていない方、介護支援専門員から見て必要だと考えられるが受けていない方
- ② 急性疾患等で入院中だが、在宅に戻りたいと考えている方
- ③ 特養、老健、介護医療院に入所しているが、在宅に戻りたいと希望している方

6. 調査項目

(1) 質問項目

「4. 在宅の定義」、「5. 在宅医療の需要の考え方」を踏まえた上で、以下の(a)～(d)を明らかにできるような質問項目を作成すること。

- (a) 現状（在宅医療の受療状況）…在宅医療を受けている方（希望が叶っている方）はどれくらいいるのか
- (b) 在宅医療の需要…在宅医療を希望しているが受けていない方、介護支援専門員から見て必要だと考えられるが受けていない方はどれくらいいるのか（実人数と割合）
- (c) 在宅医療の阻害要因…在宅で過ごしているが在宅医療を受けていない要因
（上記5. ①に該当する方の要因）
在宅に戻りたいが戻ることができない要因
（上記5. ②③に該当する方の要因）
- (d) 在宅医療の推進に寄与する事項で、本調査の目的を達成するため介護支援専門員に調査すべきと提案者が考える項目…例）ACPの実施状況、ICTの活用状況など

(2) フェイスシート（回答者の属性）

以下を参考に受託者が提案した内容に基づき、県と協議の上決定する。

【介護支援専門員自身】

基礎資格（介護福祉士など介護系資格、看護師など医療系資格）、性別、年代

【所属事業所】

所在地（市町村）、事業所に所属している介護支援専門員数

7. 業務委託の内容

(1) 調査票の設計、印刷、発送

- ・調査票（具体的な質問項目と回答の選択肢、フェイスシート、全体レイアウト）は仕様書に基づき受託者が作成するが、県が別途指定する介護支援専門員又は介護事業所の関係団体から意見を聴取した上で、県との協議を経て完成させること。調査票は以下の2種類を作成すること。

① 入所施設以外の事業所に勤務する介護支援専門員向け調査票

本仕様書の「3. 実施方法」に示す入所施設以外の事業所をいう。具体的な事業所の種別は以下のとおり。

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・居宅介護支援
- ・地域包括支援センター

② 入所施設に勤務する介護支援専門員向け調査票

本仕様書の「3. 実施方法」に示す入所施設をいう。具体的な事業所の種別は以下のとおり。

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

- ・発送用封筒、返信用封筒、お礼状を作成し、印刷すること。
- ・送信用封筒には「奈良県在宅医療実態調査 アンケート調査票在中」「奈良県担当課名」及び「受託者名」を印刷すること。返信用封筒には「奈良県在宅医療実態調査 アンケート調査票返信用」「受託者名及び住所」を印刷すること。

(2) 調査票の回収

- ・調査票の回収は受託者が行う。回収は料金受取人払によることとし、これに要する費用は受託者が負担すること。なお、回収にかかる費用は委託料に含まれる。

(3) 調査結果の入力、集計及び分析

- ・調査票の入力
- ・集計、分析：単純集計を行った上で、各項目について調査票のフェイスシートに記載されている基本属性（回答者の性別、事業所所在市町村など）別に集計し、回答の傾向を分析する。分析結果に基づき、優先的に取り組むべき課題を明らかにする。具体的な分析方法は受託者の提案を基に県と協議の上決定する。

(4) 調査結果報告書の作成

- ・分析結果等を視覚的に理解できるよう効果的に図表・グラフを用いること。
- ・本仕様書の「5. 在宅医療の需要の考え方」を分かりやすく表現した概念図を作成し、報告書に掲載すること。
- ・報告書の作成にあたっては、県が別途指定する介護支援専門員又は介護事業所の関係団体から内容について意見を聴取した上で、県との協議を経て完成させること。

8. 成果物と提出期限

(1) 成果物

①調査結果報告書	・電子媒体（ワード、PDF 等）	
	・調査結果報告書（製本）	160部
	（市町村	39
	地域包括支援センター	68
	保健所	5
	県医師会	1
	地区医師会	12
	病院協会	1
	介護支援専門員協会	10
	庁内	15
	予備	9)

② 単純集計表・クロス集計表 エクセルデータ

③ 個票データ（調査票情報を一覧表にまとめたデータ） エクセルデータ

(2) 提出期限

①の電子媒体、②、③・・・令和3年3月 3日(水)

①の製本済み報告書・・・令和3年3月12日(金)

9. 業務実施要件

(1) 以下の費用は全て委託料に含まれる。

①人件費・諸手当等

本業務の遂行にあたり必要となる受託者の人件費、出張旅費、諸手当等の費用

②消耗品

本業務の遂行にあたり必要となる消耗品(発送用封筒、返信用封筒、出力帳票に要する用紙、トナー、記録媒体等)及び奈良県との打ち合わせをはじめとする各種会議等
で使用する印刷物作成、成果物の納品に係る消耗品の費用

③通信運搬費

本業務の遂行にあたり必要となる電話・郵便等の通信運搬費(アンケート調査の送料(発送・返送)等)

(2) 回答者から返送されたアンケート用紙は、成果物とともに県へ提出すること。

10. 業務処理上の注意事項

(1) 奈良県との連絡調整

実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、奈良県との連絡調整
を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 調査票の回収率

統計学上有効な分析を行うため、できるだけ高い回収率となるよう努めること。

参考)・令和元年度「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」(奈良県介護保険課)

ケアマネジャー調査票の有効回収率: 52.2%

介護サービス事業所調査票の有効回収率: 43.2%

・令和元年度「県民アンケート調査」(奈良県統計分析課) 有効回収率: 45.7%

11. 留意事項

(1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令
その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関
して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 奈良県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受
託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕
様書の変更に応じること。

(3) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務

- の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、奈良県の下解を得なければならない。
 - (5) 契約の締結、業務の履行に關して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
 - (6) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、奈良県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、奈良県の決定するところによるものとする。
 - (7) 別紙「公契約条例に關する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
 - (8) (1) ～ (7) の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
 - (9) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県で協議を行い、県が決定する。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。